○国土交通省告示第七百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東海北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
飛騨市河合町字栗谷一六一九番二から同市河合町字栗谷一六二一番まで	前	最小 二六五	二二
	後	最大 二六五 最小 二一一	

○国土交通省告示第七百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高槻市大字梶原四九番六五から同市安満御所の町一三三〇番二まで	前	最小 五〇	七七五
	後	最大 七〇 最小 〇	

○国土交通省告示第七百八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中国横断自動車道尾道松江線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
雲南市加茂町大崎四三三番二八から同市加茂町大崎一八七番五まで	前	最大 一三五 最小 四九	七八
	後	最大 一三六 最小 四九	

○国土交通省告示第七百八十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百六十四条の十五第四号の規定に基づき、航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一条の表を次のように改める。

区分		物件
航空機の種類	航行の段階	
一　携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯以外の電波に対する耐性及び携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯の電波（当該電子機器を作動させることに伴い発射されることに高調波を射する耐性がある航空機（除く。）に対する	離陸のため航空機の全ての乗降口が閉ざされた時から着陸後の滑走が終了する時まで	次に掲げる物件であって、作動時に通信用の電波を発射する状態にあるもの 一　携帯電話（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。） 二　PHS（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。） 三　トランシーバー 四　無線操縦玩具 五　マイク（無線式のものに限る。） 六　パーソナルコンピュータ（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。） 七　携帯情報端末（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。） 八　電子ゲーム機（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。） 九　携帯型データ通信端末（航空機外の設備と無線通信を行う状態にあるものに限る。）
二　携帯型電子機器から発射される航空無線に割り当てられた周波数帯の電波（当該電子機器を作動させることに伴い発射される高調波を除く。）に対する耐性がある航空機（一の項に規定する航空機を除く。）	右欄に同じ	次に掲げる物件であって、作動時に通信用の電波を発射する状態にあるもの 一　携帯電話 二　PHS 三　トランシーバー 四　無線操縦玩具 五　ヘッドホン（無線式のものに限る。） 六　イヤホン（無線式のものに限る。） 七　マイク（無線式のものに限る。） 八　ICタグ（電池式のものに限る。） 九　パーソナルコンピュータ 十　携帯情報端末 十一　電子ゲーム機 十二　携帯型データ通信端末 十三　前各号に掲げる物件以外の物件であって、他の電子機器と無線通信を行う機能を有するもの